

古民家再生の専門家登録に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「住建センター」という。）が、県からの委託を受けて、ひょうご住まいサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）において、古民家再生促進支援事業を古民家再生の専門家（以下、様式各号における表記を除いて「専門家」という。）との連携体制のもと円滑かつ効果的に実施するため、専門家の登録及び利用について必要な事項を定める。

(専門家)

第2条 本要領に定める専門家とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 伝統的木造建築に造詣があり、古民家再生に関する専門的な知識を有する者（一級建築士、二級建築士、木造建築士、兵庫県ヘリテージマネージャーなど）
- (2) 伝統的木造建築又は古民家再生に関する技術又は経験を有する者（大工棟梁、茅葺き職人など）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、古民家再生促進支援事業実施要綱第9条に規定する古民家再生検討会議（以下「検討会議」という。）において同等の能力があると認められた者

(登録の申込)

第3条 専門家は、個人毎に登録するものとする。

- 2 専門家の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、「古民家再生の専門家登録申込書（以下「登録申込書」という。）」（様式第1号）をサポートセンター所長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 サポートセンター所長は、前条の登録申込書が提出された場合において、登録希望者を「古民家再生の専門家登録台帳（以下「登録台帳」という。）」（様式第2号）に登録することについて、検討会議の議を経て決定する。

- 2 検討会議は、前項に定める審査結果を、書面をもってサポートセンター所長に提出するものとする。
- 3 サポートセンター所長は、第1項の規定による登録の決定をしたときは、「登録台帳」に登録するとともに、「古民家再生の専門家登録通知書」（様式第3号の1）により、当該登録希望者に通知するものとする。
- 4 前項により登録された専門家は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに「古民家再生の専門家登録事項変更届出書」（様式第3号の2）によりサポートセンター所長に届け出なければならない。
- 5 サポートセンター所長は、前項の規定による登録事項変更の決定をしたときは、「登録台帳」に登録するとともに、「古民家再生の専門家登録事項変更通知書」（様式第3号の3）により、当該登録希望者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録した日から2年間とする。

- 2 登録の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、「古民家再生の専門家登録更新申込書（以下「更新申込書」という。）」（様式第4号の1）をサポートセンター所長に提出しなければならない。
- 3 サポートセンター所長は、前項の更新申込書により更新を認めるときには、「古民家再生の専門家登録更新通知書」（様式第4号の2）により、当該更新希望者に通知するものとする。

(登録台帳の利用)

第6条 登録台帳は、サポートセンターが実施する古民家再生促進支援事業に利用するほか、兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業において利用する。

- 2 登録台帳は、前項に掲げる事業以外に利用してはならない。

(登録の取消し)

第7条 サポートセンター所長は、次の各号の一に該当するときは、検討会議の議を経て専門家の登録の取消しを決定するとともに「古民家再生の専門家登録取消通知書」（様式第5号の1）により当該専門家に通知するものとする。

- (1) 専門家から登録取消の申出があったとき
 - (2) 登録申込書の内容に虚偽があったとき
 - (3) 専門家が前条第1項に掲げる事業実施にあたり、当該事業の趣旨に反する行為を行ったと認められるとき
 - (4) その他サポートセンター所長が適当でないと認めたとき
- 2 前項第1号の申出は、「古民家再生の専門家登録取消届出書」（様式第5号の2）の提出により行う。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。